

第2節 インターネット上の誹謗中傷と刑事罰

ポイント

- ① 名誉毀損罪と侮辱罪の基本構造を理解する。
- ② 真実性の証明について理解する。
- ③ 真実性の誤信があつた場合の処理について理解する。

1 インターネット上の誹謗中傷の社会問題化

スマートフォンやソーシャル・ネットワークワーキングサービス(SNS)の普及に伴い、インターネット上で自分の意見等を発信する、ということが当たり前になって久しい世の中です。本書の主な読者である大学生の皆さんの中にも、SNSを利用している方は多いのではないのでしょうか。

他方、このように意見発信が手軽になったこともあって、インターネット上には多くの誹謗中傷がひしめいています。特に、アスリートやテレビタレントをはじめとする、衆目に触れやすい人々は、常にインターネット上の意見による評価の対象となり、罵詈雑言を浴びる

ことも珍しくありません。近年では、このような「炎上」の対象とされた人が、自ら命を絶ってしまった事例が社会問題化したことも、記憶に新しいところです（いわゆる「テラスハウス」事件など）。しかも、炎上の際に、その被害者に関して発信された情報は、その真偽を問わずネットの海に拡散され、半永久的に残って被害者を苛む可能性もあります。

なぜ、このようなインターネット上での誹謗中傷が起きてしまうのでしょうか。SNSは必ずしも本名で登録する必要がなく、一定の匿名性があるため、利用者は気が大きくなるのかもありません。しかし、インターネット上の意見表明の発信者は特定可能な場合が多く、匿名性は絶対のものではありません（本節では扱えませんが、いわゆるプロバイダ責任制限法に基づく発信者情報の開示請求という仕組みがあります）。また、インターネット上の誹謗中傷も、一定の要件を満たせば刑事罰の対象となる、と一般に理解されています。

とはいえ、誹謗中傷がどのような刑事罰の対象となるのかは、あまり把握できていない方も多いのではないのでしょうか。本節では、誹謗中傷を処罰する代表的な犯罪類型である、名誉毀損罪（刑法230条…以下、条文番号は刑法のもの）と侮辱罪（231条）について、インターネット上の誹謗中傷を念頭に紹介していきます。なお、第4章4では、不法行為法の観点から、インターネット上の誹謗中傷が扱われているので、併せて参照してください。

2 名誉毀損罪と侮辱罪

【事例1】Aは、アイドルグループのメンバーであるaにつき、SNS上に「aは高校時代荒れて、2年の夏にクラスメイトをナイフで刺して大怪我させたんだけど、政治家の親が金払って示談にしたんだよね。同じ高校だからよく知ってるわ」などと書き込んだ。なお、この内容は真実ではなく、Aの創作であった。

【事例2】Bは、Aによる右書き込みを見た後、SNS上に「やっぱaって頭も素行も悪いんやなwwwwww顔に出てるもんなwwwwww死ねばいいのにwwwwww」などと書き込んだ。

まず、各々の条文の最も基本的な箇所だけを紹介すると、名誉毀損罪では「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。」(230条1項)とされ、侮辱罪では「事実を摘示しなくとも、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。」(231条)とされています。

これらの条文からわかることは、名誉毀損罪では「事実の摘示」が要求される一方、侮辱罪ではこれが不要とされている、ということです（傍線部）。つまり、名誉毀損も侮辱も、人の社会的評価を低下させる行為である点では共通するが、両者は事実の摘示が求められるか否かという点で異なる、ということが出来ます。また、名誉毀損罪の条文では、「その事実の有無にかかわらず」に処罰されると書かれているので（波線部）、摘示されるべき「事実」は「真実」でなくてもよい、ということになります（真実／虚偽のいずれの事実の摘示でも名誉毀損罪になる、ということ）。

このことを前提にすると、右【事例1】のAの書き込みは、「aがクラスメイトをナイフで刺したが、金の力で示談にした」旨の「事実」の摘示があるため、名誉毀損罪にあたると思います。他方、【事例2】のBの書き込みは、「頭や素行が悪い」、それらが「顔に出ている」、「死ねばいい」といった、「事実」そのものではなくBによる侮蔑的な評価の表明といえるため、侮辱罪にあたることとなります（「頭の悪さが顔に出ている」というのは、「事実」という余地もあるのでは、との疑問もあるでしょうが、人の社会的評価を低下させるに足りる具体的事実の摘示とは言い難いように思われます）。

次に、注目すべきは、名誉毀損罪では3年以下の懲役刑・禁錮刑が科される可能性がある一方で、侮辱罪の法定刑は拘留（1日以上30日未満の刑事施設拘置・16条）又は科料（千円以上1万円未満の財産刑・17条）に留まるため、前者の方が重い罪として定められている点

です。これは、事実の摘示を伴う名誉毀損罪の方が、その具体性・説得性の観点から、人の社会的評価を低下させる度合いが高い、と説明することが可能でしょう。もつとも、後述(4)の通り、侮辱罪の法定刑については、軽すぎるのではないかとの懸念も表されています。

以上の観点からは、有名人の「悪口」を公然とSNS上で表明するような行為は、広く名誉毀損罪や侮辱罪に該当する可能性があります。ただし、名誉毀損罪および侮辱罪は、被害者による告訴等がなければ公訴を提起することができない「親告罪」であると定められているほか(232条)、特に「真実」を摘示して他人の名誉を毀損する場合については、一定の条件下で処罰がなされない旨を定める例外規定があります。以下では、この例外規定について見ていきましょう。

3 真実性の証明と真実性の誤信

I 真実性の証明

【事例3】新聞社の記者Cは、業界大手である銀行の社長Bが、関係省庁の役人に対して賄賂を送っていたことを突き止め、これを暴露する記事を公開した。なお、当該賄賂の存在は真実であった。

すでに述べた通り、名誉毀損罪は「真実」という事実を摘示した場合であっても成立しえます。場合によっては、本人が隠しておきたい「真実」をその意思に反して公開することが、その人の名誉を損なうこともあるでしょうから、真実の摘示も名誉毀損罪にあたりうる。とすることには、一定の合理性もあります。しかしながら、真実の摘示を広く犯罪とすると、インターネット上の意見表明どころか、あらゆる報道・評論すら犯罪となりかねません。それは、民主主義社会の健全な発展を阻害し、憲法21条によって保障される表現の自由（および知る権利）を侵すことになるでしょう。

そこで、刑法230条の2には、名誉毀損罪と表現の自由の保護を調和させるために、「公共の利害に関する場合の特例」の規定があります。ここでは、次の3つの要件が満たされた場合には、名誉毀損罪としての処罰を行わない旨が定められています（230条の2第1項）。

- ① 名誉毀損行為が「公共の利害に関する事実」に関係すること
- ② 行為がもつばら公益を図る目的で行われたこと
- ③ 摘示された事実が真実であることの証明があつたこと（真実性の証明）

*なお、公訴提起前の犯罪行為に関する事実は、①を満たすとみなされます（230条の2第2項）。また、公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合、①②の判断は不要であり、③の

みの判断によります（同3項）。

これを右【事例3】との関係でみると、贈賄は明らかな犯罪であるがゆえに①の要件を満たし（230条の2第2項）、当該記事がもっぱらゴシップの提示による読者の好奇心満足を目的としていた等の特段の事情がなければ、②の要件も満たされることが多いでしょう。そして、本件では賄賂の供与が真実であったため③の要件も満たされ、Cを名誉毀損罪として処罰することはできないこととなります。

II 真実性の誤信

【事例4】【事例3】で、実は賄賂の情報は真実ではなく、さまざまな関係者がCおよびその所属する新聞社を貶めるため、Cにもたらしたものであった。Cは関係者へのインタビューを含め、多くの裏付け取材を行っていたものの、これを見抜くことはできなかった。

右【事例4】では、230条の2における③真実性の証明の要件が満たされていないため、同条を直接適用することはできません。しかしながら、一般に、表明された事実が結果的に真実でなかった場合に、直ちに処罰されるべきであるとは考えられません。【事例

4】におけるCは、賄賂の情報が真実であると「誤信」していたものの、多くの裏付け取材を行うなどして、真実の情報を得るための努力をしてはいました。このような場合、最高裁の判例上、「誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるとき」には、名誉毀損罪に基づく処罰はなされないとされます（最大判昭和44年6月25日刑集23巻7号975頁）。【事例4】のCも、仮に裏付け取材等によりこの要件を満たしたといえれば、処罰されない余地があります。

この場合に処罰が否定される理由については、いくつかの説明のバリエーションがあります。たとえば、確実な資料・根拠に基づいて事実が摘示された場合、もはや犯罪の故意があったとはいえない（右・最大判）とか、あるいは、そのような事実の摘示は正当な言論活動にほかならず、正当行為（35条）にあたるからもはや違法とはいえない（井田良『講義刑法学・各論（第二版）』（有斐閣、2020年）193頁）などとされます。

他人に関する情報を発信する者、特にこれを業として行うマスメディア等は、他人の社会的評価を低下させるおそれがある以上、情報発信を慎重に行わなければならないことは言うまでもありません。しかし、可能な限りの調査を尽くし、それでもなお発信された情報が、結果的に真実に合致していなかったことをもって、常に処罰対象とすれば、やはり報道・評論を萎縮させるおそれがあり、表現の自由との抵触を生じさせかねません。神ならぬ人による行為である以上、誤りの可能性は避けられませんが、問題は、その誤りを回避するために

合理的な努力をしたといえるかどうかです。230条の2の要件を完全に充足しなくても、一定の場合に不処罰とすることが認められる理由は、このようなところにもあるといえます。

Ⅲ インターネット上の意見表明と真実性の誤信

【事例5】一般会社員Dは、飲食店を経営するY社につき、「貴方がY社経営の店で食事をすると、飲食代の5%がカルト集団の収入になります」などと、同社がカルト集団である旨記載した文章を、自身が趣味で運営するブログに掲載した。なお、Dが摘示した事実は真実ではなかったが、Dは市販の雑誌記事やインターネット掲示板の書き込みに基づき、これが真実である旨誤信していた。

【事例3】および【事例4】では、新聞記者Cが、新聞という媒体を通じて他人の名誉を毀損した場合を扱ってきました。ここで留意すべきは、名誉毀損罪のような犯罪類型は、伝統的には、マスメディア等に所属する者を念頭に置いたものであったということです。つまり、かつては技術的理由から、広範囲に情報を発信できる主体に限られ、これまで紹介してきた名誉毀損罪に関する諸種の論点が問題となるのも、マスメディアによる情報発信の場合がほとんどであったわけです。そして、そのような者に対しては、業として情報発信を行う

のだから厳格に裏を取れと要求しやすし、マスメディアにはそれを要求するだけの取材能力等も備わっていることが多いでしょう。

これに対して、冒頭でも述べたように、現代ではインターネットの普及により、一般人による意見表明が可能となり、その情報拡散力も、場合によってはマスメディアと遜色ありません（フォロワーの多い人であれば、マスメディアを超えることすらあるでしょう）。それゆえ、一般人でも名誉毀損罪にあたる情報発信行為をなすことは十分に可能です。また、一般人による情報発信行為も、表現の自由の保護を受けないと解するいわれはないので、230条の2の各要件を満たす場合に、名誉毀損罪としての処罰は差し控えられるべきといえるでしょう。

問題は、一般人が真実性について誤信しつつ名誉毀損的な情報を発信した場合に、いかなる範囲で処罰を否定するか、です。前述の通り、伝統的なマスメディアによる情報発信の場合、誤信につき「確実な資料、根拠に照らし相当の理由がある」ことが要求されます。しかし、仮に一般人に対しても、（高度の取材能力を持つ）マスメディアと同等の「確実な資料、根拠」の調査を求めるとすれば、それは過剰な要求であると考える余地もあるわけです。

【事例5】は、実際にあった事例（最決平成22年3月15日刑集64巻2号1頁）に若干の改変を加えたものですが、同事件において被告人側は、個人利用者がインターネット上で名誉

毀損行為を行った場合には、誤信につき「確実な資料、根拠に照らし相当の理由がある」場合という伝統的基準よりも緩やかな基準をもって、同罪に基づく処罰を否定できるなどと主張していました。しかしながら、最高裁は、「インターネットの個人利用者による表現行為の場合においても、他の場合と同様に、行為者が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らして相当の理由があると認められるときに限り、名誉毀損罪は成立しないものと解するのが相当であって、より緩やかな要件で同罪の成立を否定すべきものとは解されない」と述べて、名誉毀損罪に基づく処罰を認めました。

その理由づけについては、かなり踏み込んだ話となるため、本節では扱いませんが、とにかくここでは、一般人によるインターネット上の情報発信行為についても、従来と同様の基準が基本的には妥当する旨が述べられています。このことから、一般人も、他人の名誉を毀損するような事実の摘示を行うときには、高度の「裏付け」調査を行うよう求められることとなり、たとえば「SNSでみんなそう言ってる」といった理由で名誉毀損的な情報発信を行うことは、多くの場合許されないということになるでしょう。いずれにせよ、最高裁がこのような判断を下した以上、我々もインターネット上で意見表明を行うときには、充分に注意しなければなりません。読者の皆さんは、この結論が一般ネットユーザーにとって厳しいものと思いますか？ ぜひ考えてみてください。

4 おわりに

本節でみた通り、インターネット上で誹謗中傷がなされた場合、要件を充足する限りで、名誉毀損罪や侮辱罪という犯罪にあたります。もちろん、我々市民による意見表明には表現の自由の保障が及びます。しかしながら、それは有名人・公人に対する誹謗中傷を無制限に許容するものではありません。

また、近時、インターネット上で誹謗中傷を念頭に、特に侮辱罪の法定刑（拘留又は科料のみ）が軽すぎるのではないかという問題意識から、その法定刑に懲役刑・禁錮刑・罰金刑を含むよう、これを引き上げるべきではないかとの提案がなされています（法制審議会刑事法〔侮辱罪の法定刑関係〕部会第2回会議、令和3年10月6日）。これに対しては、軽々しく重罰化することについての疑問が呈される一方で、たとえばSNSのダイレクトメッセージ機能を用いて誹謗中傷が送信される場合、「公然と」人を侮辱したという要件が満たされない（ダイレクトメッセージは第三者には見えない）ため、法定刑を重くするだけでは、インターネット上の誹謗中傷に充分に対応できないなどの指摘もなされているところで（深町晋也「オンラインハラスメントの刑法的規律」法学セミナー803号（2021年）15頁等を参照）。

多くの人がインターネットを利用する現代社会において、誹謗中傷の存在は避けられない

コラム3 ワクチン接種

Covid-19 に対するワクチンは、mRNA を使って作られました。医学の世界では、理論的にはできることがわかっていたものの、まさかこのスピードで臨床できるとは誰も考えていなかったようです。そのような未知のワクチンであることから、打ちたくないという人も多くいました。実際に、教員の中にも3日間高熱で動けなかったという人もいました。このようなワクチンを国が強制的に接種させることはできるかということが法的には問題となります。現在、予防接種法は、市町村には、一定の場合に、予防接種を実施する義務を課しています（同5条）が、対象者は、努力義務にとどまります（同9条）。確かに、ワクチンによってウイルスの感染が抑制されれば、全体としてウイルスのまん延は予防できます。ただ、これも最後は各人の判断に委ねられるべき問題であって、行政にできる最大のことは「お願い」ということにならざるを得ないと思います。



ばかりか、読者の皆さんも、加害者または被害者のいずれかとなつてしまう可能性が大いにあります。インターネットは便利であり、大きな価値を生み出すことができる手段ではありますが、それが場合によっては犯罪につながるということにも、充分な意識が必要です。

（横濱和弥・刑法、国際刑法）